熊本県公報

号外　第２４号
平成28年3月29日（火）
（毎週　火・金発行）

目　次

規　　則
○熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則……（県政情報文書課）　1
○熊本県行政不服審査会条例施行規則……（　　〃　　）　9

## 規　　則

熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成２８年３月２９日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

**熊本県規則第１６号**

熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（熊本県児童福祉法施行細則の一部改正）

第１条　熊本県児童福祉法施行細則（昭和４３年熊本県規則第３４号）の一部を次のように改正する。

別記第１３号様式から別記第１３号様式の４、別記第１５号様式及び別記第１５号様式の２中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第１５号様式の４、別記第１５号様式の７及び別記第１５号様式の８中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を加え、「、６か月」を「６か月」に改め、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第１６号様式及び別記第１７号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に、「受け取った日」を「受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」に、「、６か月」を「６か月」に改め、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第１８号様式及び別記第２０号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の

規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第２２号様式及び別記第２４号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に、「受け取った日」を「受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」に、「、６か月」を「６か月」に改め、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第２６号様式の３、別記第２６号様式の４及び別記第２６号様式の６中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第３５号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に、「受け取った日」を「受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」に、「、６か月」を「６か月」に改め、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第３７号様式から別記第３７号様式の３までの規定中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記第３８号様式及び別記第３９号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に改め、「をすることができます。」の次に「ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求

をすることができなくなります。」を加え、「知事あて」を「、熊本県知事宛て」に、「受け取った日」を「受けた日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」に、「、６か月」を「６か月」に改め、「ただし、この」の次に「処分の」を加え、「６０日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

（熊本県生活保護法施行細則の一部改正）

第２条　熊本県生活保護法施行細則（昭和４５年熊本県規則第３４号）の一部を次のように改正する。

別記第１９号様式中「印」を「印」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）

１　この通知書の内容に疑義がある場合は、当福祉事務所にお尋ねください。

２　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）。

３　この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求をした日（行政不服審査法第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から５０日（当該審査請求をした日から５０日以内に同法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は、７０日）以内に裁決がないとき。

(2)　決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第２０号様式中「印」を「印」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）

１　この通知書の内容に疑義がある場合は、当福祉事務所にお尋ねください。

２　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）。

３　この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求をした日（行政不服審査法第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から５０日（当該審査請求をした日から５０日以内に同法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は、７０日）以内に裁決がないとき。

(2)　決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第２１号様式中「印」を「印」に改め、同様式（備考）を次のように改める。

（備考）

１　この通知書の内容に疑義がある場合は、当福祉事務所にお尋ねください。

２　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）。

３　この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求をした日（行政不服審査法第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から５０日（当該審査請求をした日から５０日以内に同法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は、７０日）以内に裁決がないとき。

(2)　決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（熊本県少年保護育成条例施行規則の一部改正）

第３条　熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和４６年熊本県規則第３４号）の一部を次のように改正する。

別記第３号様式、別記第７号様式の２及び別記第８号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に、「異議申立てができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この処分の通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を加え、「６０日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

（熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第４条　熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成７年熊本県規則第１６号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式中「６０日以内に、行政不服審査法第４条の規定により」を「３か月以内に、」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この通知を受けた日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日。以下同じ。）」を加え、「６０日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています」を「６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります」に改める。

（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第５条　知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年熊本県規則第２９号）の一部を次のように改正する。

題名中「管理する」を「保有する」に改める。

第１条中「管理する」を「保有する」に改める。

第４条第３項第２号中「管理して」を「保有して」に改める。

別記第３号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加え、「、条例」を「、熊本県情報公開条例」に改める。

別記第４号様式及び別記第４号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（

審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第４号の３様式中「管理して」を「保有して」に、「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１１号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１２号様式及び別記第１３号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第１３号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

（知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第６条　知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成１３年熊本県規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第１９条を削り、第２０条を第１９条とする。

別記第３号様式及び別記第４号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第８号様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１１号様式、別記第１２号様式、別記第１３号の６様式及び別記第１３号の７様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立てをすることができます」を「審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります」に改め、「訴えは、この決定があったことを知った日」の次に「（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌

日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１４号様式及び別記第１５号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第１５号の２様式中「６０日」を「３か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「をすることができます」の次に「（この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。）」を、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第１６号様式から別記第２１号様式までを削る。

（熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第７条　熊本県職員等退職手当支給条例施行規則（平成９年熊本県規則第５４号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式及び別記第２号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「対してすることができます」の次に「（この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることはできません。）」を加え、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「(３)」を「、(３)となります。）」に、「（なお、」を「（」に、「経過すると」を「経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に改め、「又は決定」を削る。

別記第３号様式から別記第６号様式までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「対してすることができます」の次に「（この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることはできません。）」を加え、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「(４)」を「、(４)となります。）」に、「（なお、」を「（」に、「経過すると」を「経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に改め、「又は決定」を削る。

別記第７号様式、別記第８号様式、別記第１０号様式及び別記第１１号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「６０日」を「３か月」に改め、「対してすることができます」の次に「（この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることはできません。）」を加え、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「(3)」を「、(3)となります。）」に、「（なお、」を「（」に、「経過すると」を「経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に改め、「又は決定」を削る。

（熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正）

第８条　熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成２０年熊本県規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「虐待」を「児童虐待」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和２２年法律第１６４号）」を加え、「場合においては、」を「ときにあっては」に、「若しくは」を「又は」に改め、「施設長」という。）に」の次に「対し」を加え、同条第３項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第４項中「前項に規定する解除を行った」を「児童相談所長は、法第１２条第１項の規定による制限を解除した」に改め、同条第５項から第８項までを削る。

別記第６号様式を次のように改める。

別記第６号様式（第８条関係）

達第　　号
年　　月　　日

面会・通信制限決定通知書

保護者　住所
氏名
生年月日
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

熊本県　　児童相談所長　　印

児童虐待の防止等に関する法律第１２条の規定により、次のとおり児童との面会・児童との通信の全部（一部）を制限します。

| | | |
|---|---|---|
| 制限の内容 | | |
| 制限を行う理由となった事実の内容 | | |
| 制限に係る児童 | 住所（居所） | |
| | 氏名 | |
| | 性別 | |
| | 生年月日 | |

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告（熊本県知事が被告の代表者となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第１０号様式から別記第１４号様式までを次のように改める。
別記第１０号様式から別記第１３号様式まで　削除

別記第１４号様式（第９条関係）

達第　　号
年　　月　　日

接 近 禁 止 命 令 書

保護者　住所
氏名
生年月日
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

熊本県知事　　印

児童虐待の防止等に関する法律第１２条の４第１項の規定により、次のとおり命令します。

| | | |
|---|---|---|
| 命令の内容 | | |
| 命令をする理由となった事実の内容 | | |
| 命令の有効期間 | | |
| 命令に係る児童 | 住所（居所） | |
| | 氏名 | |
| | 性別 | |
| | 生年月日 | |

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告（熊本県知事が被告の代表者となります。）として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第９条　熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成２０年熊本県規則第４０号）の一部を次のように改正する。

別記第１１号様式中「７」を「６」に、「６０日」を「３か月」に、「通知を受けた日の翌日から起算して１年を経過すると」を「日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に、「送達を受けた日の翌日から起算して１年を経過すると」を「日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に、「の翌日から起算して５０日を経過しても」を「（行政不服審査法第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から５０日（当該審査請求をした日から５０日以内に同法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は、７０日）以内に」に改める。

別記第１２号様式及び別記第１３号様式中「６０日」を「３か月」に、「通知を受けた日の翌日から起算して１年を経過すると」を「日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に、「送達を受けた日の翌日から起算して１年を経過すると」を「日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、」に、「の翌日から起算して５０日を経過しても」を「（行政不服審査法第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）から５０日（当該審査請求をした日から５０日以内に同法第４３条第３項の規定により通知を受けた場合は、７０日）以内に」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

---

熊本県行政不服審査会条例施行規則をここに公布する。

平成２８年３月２９日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

**熊本県規則第１７号**

熊本県行政不服審査会条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本県行政不服審査会条例（平成２７年熊本県条例第６０号。以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、熊本県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長）

第２条　条例第７条第１項又は第２項の各合議体を構成する者のうち１人を議長とする。

２　条例第７条第１項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が議長となり、その他のものにあっては、審査会が指名する委員が議長となる。

３　条例第７条第２項の合議体にあっては、会長が議長となり、会長に事故があるときは、条例第５条第３項の規定により会長を代理する委員が議長となる。

４　議長は、当該合議体の事務を掌理する。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第３条　審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

２　審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第３項において準用する同法第７４条第１項に規定する審査関係人にその旨を通知しなければならない。

（調査審議の手続の非公開）

第４条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（雑則）

第５条　この規則に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。